

令和元年度 第8回 新道区地域協議会  
次 第

日時：令和2年1月21日（火）午後6時30分から  
会場：新道地区公民館 多目的ホール

1時間30分

1 開 会

【5分】

2 議 題

(1) 自主的審議事項 【20分】

① 意見書（素案）について

(2) 協議事項 【60分】

① 地域協議会だよりの配布方法について

② 令和2年度地域活動支援事業 採択方針等の検討について

③ 地域協議会活動報告会について

3 その他

(1) 次回開催日の確認等 【5分】

- > 日時：令和2年 月 日（ ）午後6時30分から
- > 開場：新道地区公民館 多目的ホール
- > 内容：（自主的審議）意見書の回答について

(2) その他

① 地域協議会活動報告会の日程について

- > 日時：令和2年 3月6日（金）午後6時30分から
- > 会場：新道地区公民館 多目的ホール ※正副会長出席
- > 内容：次の事項の説明（「地域協議会の取組」「地域活動支援事業」「委員公募」）

4 閉 会

新 道 区 の  
アイコトバ

- ◎ 発言は、簡潔に話そう！
- ◎ 発言しやすい雰囲気をつくろう！
- ◎ 個人の意見を平等に扱おう！

令和2年 月 日

上越市長 村山 秀幸 様

新道区地域協議会

会長 秋山 茂

### 地域が必要とする公の施設に関する意見書

上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第1項の規定に基づき、「新道区内における公の施設の老朽化と今後の整備」について審議を行い、課題と今後の対応について下記のとおりまとめましたので、提出いたします。

#### 記

新道区には、地域住民の各種活動の場となる農業研修センター芙蓉荘（以下、「芙蓉荘」という。）や新道地区多目的研修センター（新道地区公民館を併設。以下、「多目的研修センター」という。）のほか、青少年の健全育成に寄与する富岡児童館（以下、「児童館」という。）が設置されていますが、いずれも老朽化が著しく、利用に適した環境が確保されていない懸念があります。

このことから、当協議会では、平成30年9月に「公の施設の老朽化と今後の整備」を審議テーマに設定し、市担当課からの情報収集や、施設利用団体及び新道地区の町内会長との意見交換などを通じ、地域が必要とする公の施設について審議を行ってまいりました。

審議においては、公の施設利用の実情や市の財政状況に鑑み、既存施設の維持管理の方向性を明らかにしたうえで、施設の廃止や新設等を計画的に進めるべきといった意見や、既存施設の修繕費の確保に時間を要する状況から、地域活動支援事業費補助金の不用額を公の施設修繕に活用できるよう制度の見直しを望むといった意見もありました。

当協議会といたしましては、地域における各種活動の維持・拡大や、健康増進活動の一層の推進のためには、高齢者等を始めとした地域住民が集い、利用に適した環境の中で活動できる、地域の活動拠点となる施設が必要であると考えますので、当該施設の整備についてご検討くださるようお願いいたします。

#### 1 地域が必要とする施設の整備について

新道区では、地域住民の高齢化が進む中、芙蓉荘において地域支え合い事業（すこやかサロン）が開催されているほか、多目的研修センターを中心に各種趣味活動が行われていますが、両施設の主な活動スペースは2階にあるため、歩行が困難な高齢者等が参加しづらい状況となっています。

また、芙蓉荘は、空調機器の故障をはじめ、畳の臭い、壁紙の剥がれなど、施設設備の劣化が著しく、利用を嫌がる住民もおられます。

一方、多目的研修センターについては、駐車スペースが狭いため、広く新道区内の住民の参加を募る活動には使用できません。

このような課題を解決するためには、芙蓉荘及び多目的研修センターに代えて、両施設の機能を集約した新たな施設の整備が必要であると考えます。

また、富岡児童館も老朽化していることから、子どもの居場所を併せて整備することも、一つの方策であると考えます。

なお、施設整備を進めるに当たっては、施設利用団体や地域の意向に配慮していただくとともに、別の市有地への移設や民間施設の活用といった手法を取り入れるなど、地域住民が利用しやすい施設となるよう検討してください。

#### 2 既存施設の維持管理について

前述の地域が必要とする施設の整備については、検討や工事等に一定の期間を要するものと考えられ、その間は、引き続き芙蓉荘や多目的研修センターにおいて各種活動が行われることとなるため、可能な範囲で利用環境を改善していくことが求められます。

施設利用団体及び町内会長との意見交換会では、出席した町内会長から、市に既存施設の修繕要望等を行った際に、予算がないことを理由に具体的な対応策が示されず、その後も修繕されない状況が続いているとの指摘がありましたので、既存施設の維持管理に当たっては、今後の施設運営の方向性や不具合解消のための具体的な対策を示すなど、地域住民の理解を得ながら丁寧に進められることを提案します。



## 新道区 地域協議会だよりの配布に係る見直しについて

## 1 地域協議会だよりの現状

項目	内容
発行回数	年 3 回～4 回
作成者	地域協議会事務局（中部まちづくりセンター）
周知方法	・広報配布日に合わせ、紙面による配布（全戸配布） ・市ホームページへの掲載
発行内容	4 月 地域活動支援事業 応募の手引き 7 月 地域活動支援事業の採択結果 1 月 会長年頭の挨拶、地域協議会の活動周知 など 2 月 次年度地域活動支援事業の事前説明会の開催告知 など

## 必要経費

(新道区/年)

	全戸配布	班回覧
紙代	95,146 円	7,696 円
配達業務委託費	16,456 円	0 円※
印刷代	53,856 円	4,356 円
合計	165,458 円	12,052 円

※既存の配達ルートに変更するため

## 2 見直しに関する意見

	町内会	地域協議会
会議開催日	8 月 7 日 新道地区町内会長連絡協議会 11 月 28 日 新道地区町内会長連絡協議会 (全体会)	11 月 6 日 地域協議会会長会議
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「社協だより」は班回覧でもよい。できるだけ事務文書は少なくしてもらいたい。</li> <li>・市の人選に係る依頼が負担となっている。以前に比べ人選がスムーズにいかない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全戸配布は高齢者の見守りも兼ねている。地域の実情をきちんと把握してほしい。安易に見直すべきではない。</li> <li>・見直しの判断と町内会長協議会との交渉を、各地域協議会に委ねるのはおかしい。</li> <li>・見直すならば、課として代替案を提示すべき。</li> </ul>

## 3 見直しの協議ポイント

- ・町内会長の負担軽減と地域協議会の認知度向上
- ・たより（紙面）以外の地域協議会の周知方法

## 令和2年度の地域活動支援事業の採択方針等について（新道区）

## 1 基本的事項

項目	令和元年度の状況	令和2年度の方針(審議結果に✓)	参 考 (R1.7.11 第4回協議会の主な意見)
採択方針	<p><b>優先して採択する事業</b> 新道区では、自主的審議事項等の協議を通じ、まちの活性化を図ることが当面取り組むべき地域課題として捉えているが、これまで募集してきた新たなまちづくりへの取組や継続・拡充事業も大切であると考えている。</p> <p>そこで、地域住民が自主的・主体的に取り組む事業のうち、地域のふれあい交流やにぎわい創出、世代を超えた人と人との交流などのまちの活性化に結び付く事業をはじめとする、地域の活力向上に役立つ次の事業を優先して採択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者・子育て支援事業 (例)高齢者世帯の見守り、世代間交流</li> <li>● 交通安全・防災・防犯事業 (例)安全安心マップの作成・配布、防災訓練、防犯パトロール</li> <li>● 生活環境保全事業 (例)地域のクリーン活動、花壇の整備</li> <li>● 健康づくり事業 (例)健康体操、健康ウォーク、ロードレース、運動会</li> <li>● 教育・文化・スポーツ・観光事業 (例)祭の伝承、スポーツ活動</li> </ul> <p><b>その他の事業</b> 優先して採択する事業以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮して採択する。</p>	<input type="checkbox"/> 令和元年度と同様 <input type="checkbox"/> 次のとおり見直す。	
補助率	10/10 以内(審査・採択の過程で減額等の対応は可能)	<input type="checkbox"/> 令和元年度と同様 <input type="checkbox"/> 次のとおり見直す。	
補助金の限度額 (上限・下限)	上限：なし(新道区の採択可能額が上限となる) 下限：5万円(5万円未満の事業は対象外)	<input type="checkbox"/> 令和元年度と同様 <input type="checkbox"/> 次のとおり見直す。	[上限について] ・事業効果が地区限定の事業は検討の余地あり。 ・配分額の2/3など設定してもよいのでは。 [下限について] ・健康ウォークなど事業費が低額な事業もあるため、内容に応じて見直してはどうか。 ・地域全体にわたる活動については、下限に満たなくても認めてよいのではないか。
ヒアリング (疑問点の解消方法)	提案事業に関する疑問点の洗い出しを行った後、全ての事業のヒアリングを実施する。	<input type="checkbox"/> 令和元年度と同様 <input type="checkbox"/> 次のとおり見直す。	※次ページの「3 審査から採択決定に至るまでの流れ」の「○ 審査の流れ」で審議
共通審査基準の 項目と配点	公益性:5点、必要性:5点、実現性:5点、参加性:5点、発展性:5点 (25点満点、傾斜配点なし)	<input type="checkbox"/> 令和元年度と同様 <input type="checkbox"/> 次のとおり見直す。	

2 申し合わせ事項

項目	令和元年度の状況	令和2年度の方針(審議結果に✓)	参 考 (R1.7.11 第4回協議会の主な意見)
町内会館の修繕事業	・町内会館の修繕事業は「補助対象外」(H23年度～)	<input type="checkbox"/> 令和元年度と同様 <input type="checkbox"/> 次のとおり見直す。	
LED街灯(防犯灯)設置事業	・“新設”の場合のみ「審査対象」 ・既設街灯のLED化は「補助対象外」(H27年度～)	<input type="checkbox"/> 令和元年度と同様 <input type="checkbox"/> 次のとおり見直す。	
ユニフォーム等	・審査採択時に提案内容を吟味することとし、募集手引き等に提案の制約などは記載しない。	<input type="checkbox"/> 令和元年度と同様 <input type="checkbox"/> 次のとおり見直す。	
単独町内会が行う事業	(規程なし)	<input type="checkbox"/> 令和元年度と同様 <input type="checkbox"/> 次のとおり見直す。	[単独町内会からの提案] ・当初は単独でも後に地域に拡大していく事業もある。 ・原則として、単独町内会からの提案は認めないという考え方であるが、財源の状況や事業内容によっては認めざるを得ないのではないかと(審査により判断)。

3 審査から採択決定に至るまでの流れ

○ 審査の流れ

令和元年度の状況	令和2年度の方針(審議結果に✓)	参 考 (R1.7.11 第4回協議会の主な意見)
<p style="text-align: right;">★<u>下線部</u>は委員が行う作業</p> <p>① 提案の取りまとめ ② 各委員へ事業提案書等を送付 ③ <u>各委員が事業内容を確認</u> ④ <u>提案書に基づき、質問事項について検討(協議会開催Ⅰ)</u> ⑤ <u>ヒアリングで疑問点等を解消</u> (      ”      ) ⑥ <u>各委員が審査(基本審査・採択方針適合性の判定、共通審査基準に基づく採点)⇒事務局へ報告</u> ⑦ 結果集計 ⑧ 採択事業の決定(協議会開催Ⅱ)     (手順1)不採択事業の決定      (評価の低い事業、下位の事業から審査)     (手順2)減額すべき費目の審査(下位の事業から審査)</p>	<input type="checkbox"/> 令和元年度と同様 <input type="checkbox"/> 次のとおり見直す。	[ヒアリングについて] ・時間が短く、提案者が説明しきれないことがあった。 ・順番待ちの間に不安をあおらないよう、別室で待機いただくのが良いのではないかと。 ・質問事項を事前に通告してはどうか。(※事前通告のためには、質問事項を決めるための協議会の開催が必要) ・(事前通告とした場合)回答も文書で提出してもらい、ヒアリングの際に回答の理由を聞くこととしてはどうか。(※文書力が問われるとの懸念も示された。)

○審査方法

項目	令和元年度の状況		令和2年度の方針(審議結果に✓)	参 考 (R1.7.11 第4回協議会の主な意見)
	内容	方針		
I 基本審査判定 (○または×)	地域活動支援事業の 目的に適合しない事 業とする基準 (=不採択の基準)	審査する委員の2/3以上が本事業の趣旨に適合しないと判 断する事業は、不採択  ※2/3(66.6%)以上=10名以上 ※各委員の審査において、基本審査判定で適合しないと評 価した事業については、次の「II 採択方針の適合性判 定」「III 共通審査基準(公益性、必要性、実現性、参 加性、発展性)」の採点を行わない。	<input type="checkbox"/> 令和元年度と同様 <input type="checkbox"/> 次のとおり見直す。	
II 採択方針の適合 性判定 (○または×)	「評価の低い事業」 とする基準 ※補助金を交付する ため、一定の基準 を設ける	委員の3/4以上が採択方針に適合しないと判断する事業  ※3/4(75.0%)=11名以上 ※採択方針で不適合と判定した場合も、「共通審査基準」 の採点を行う。	<input type="checkbox"/> 令和元年度と同様 <input type="checkbox"/> 次のとおり見直す。	
III 共通審査基準に 基づく採点 (5点~1点)		「共通審査基準」5項目のうち、1つでも平均点が2点未 満の事業  ◎令和元年度は「I 基本審査判定で不適合」とした事業 について、当該事業の「III 共通審査基準に基づく採点 結果」を各項目0点として平均点を算出した。	<input type="checkbox"/> 令和元年度と同様 <input type="checkbox"/> 次のとおり見直す。	
IV 採択事業の決定 等	順位付けの方法	「基本審査」「優先採択方針」に適合との評価が多く、か つ「共通審査基準」の得点が高い順により行う。	<input type="checkbox"/> 令和元年度と同様 <input type="checkbox"/> 次のとおり見直す。	
	「評価の低い事業」 の取扱い	事務局で順位付けを行わず、協議会で採否を協議する。た だし、第1次順位の下位に順位付け	<input type="checkbox"/> 令和元年度と同様 <input type="checkbox"/> 次のとおり見直す。	
V その他	委員が事業提案者の 場合の当該事業の審 査	当該事業の審査から除外(提案団体の構成委員である場合 は審査・採択を行う)	<input type="checkbox"/> 令和元年度と同様 <input type="checkbox"/> 次のとおり見直す。	

4 募集期間

令和元年度の状況	令和2年度の方針	参 考 (R1.7.11 第4回協議会の主な意見)
平成31年4月1日(月)~22日(月)まで	(候補日) 令和2年4月1日(水) ~ 24日(金)	

5 その他

項目	令和元年度の状況	令和2年度の方針(審議結果に✓)	参 考 (R1.7.11 第4回協議会の主な意見)
追加募集	・残額に応じて再検討(基本的には実施しないが、審査結 果を踏まえて判断することとし、要綱に明記しない。)  ◎令和元年度は、残額3,376千円について、期間のない中 で熟度の高い提案を期待するのは難しいと見込まれるこ とから、追加募集は実施しないこととした。	<input type="checkbox"/> 令和元年度と同様 <input type="checkbox"/> 次のとおり見直す。	

**新道区地域協議会  
地域活動支援事業事前説明会及び活動報告会 実施計画(案)**

## 1 目 的

地域活動支援事業の制度や提案要領等の説明により、地域の課題解決や活力向上に資する事業の提案を促すほか、地域協議会の活動報告と次期委員の公募手続きの説明を通して地域協議会に対する理解を深め、より多くの応募につながるもの。

## 2 開催日及び会場

開催日：令和2年3月6日(金) 午後6時30分から(1時間)

会 場：新道地区公民館 多目的ホール

## 3 参加対象者

- ・新道区内に在住する市民
- ・新道区内で活動する各種団体

## 4 出席者

- ・正副会長
- ・中部まちづくりセンター職員

## 5 内 容

### (1) 開会 (4分程度)

- ・中部まちづくりセンター長あいさつ ①
- ・秋山会長あいさつ(出席委員の紹介を含む) ③

### (2) 令和2年度地域活動支援事業の概要説明と前年度採択事業の紹介 (25分程度)

- ・説明 ⑮
- ・質疑応答 ⑩

### (3) 新道区地域協議会の活動報告 (30分程度)

- ・説明(地域自治区制度の目的や協議会の役割の説明を含む) ⑩
- ・協議会からの活動報告 ⑤
- 〔 自主的審議や支援事業の審査、次期委員に引き継ぎたいこと  
などを正副会長から発表 〕
- ・公募手続きの説明 ⑤
- ・活動報告及び公募手続きに関する質疑応答 ⑩

### (4) 閉会 (1分程度)

- ・浦野副会長あいさつ ①

※ 閉会后、参加者からの個別相談に対応(事務局)

## 6 周知方法

- ・広報上越2月1日号に掲載
- ・地域協議会だよりに掲載(広報上越2月15日号に合わせて全戸配布)
- ・各種団体代表者に案内を送付(過去の提案団体及び町内会を予定)
- ・地域協議会委員による声掛け